

新政権に期待する、

地方創生に資する

総合流域治水対策



よしむら かずなり
吉村 和就

グローバルウォータージャパン 代表
国連テック・カルアドバイザー
日本の安全保障戦略機構 技術普及委員長
日本水フォーラム 理事

地球温暖化の影響とみられる気候変動、世界中で異常気象による自然災害が頻発している。水に関して言えば干ばつと洪水被害である。日本も無縁ではない、二〇一九年の台風十九号では大河川七十一水系で百四十二箇所が破壊（堤防が決壊）している。その対策として国土交通省は流域治水をスローガンにダムを含む上流、中流、下流ごとに洪水対策や都市部での浸水対策を打ち出している。ダムは洪水対策の目玉であるが、最近、大洪水被害をもたらす線状降水帯（同じ場所に停滞し大雨を降らす）はダムの下流側でも頻発している。これからは省庁を超えた総合的な流域治水が急務であり、上流から下流までの地域に根差し地方創生（雇用と新産業創出）に役立つ総合流域治水が求められている。

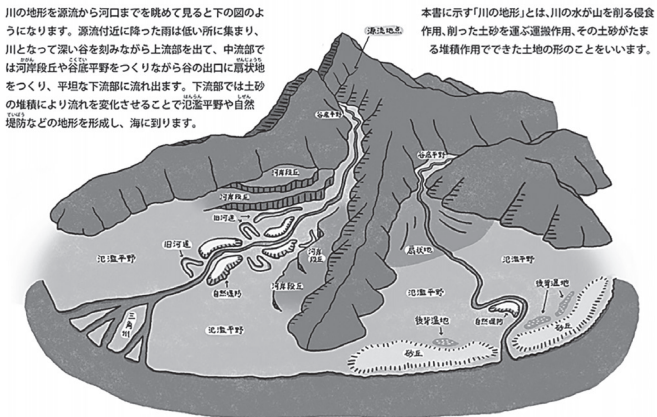
水に関する法律は三十本以上あり、各省庁は人口増と経済の発展に比例し、その

予算や権限を自己増殖させ、安全な国土造りを推進してきた。しかし人口減少、公共予算の縮減に直面し、国全体が「新しき国の在り方」が求められている。新しき政権には、省庁の縦割りの弊害を排した、地方創生に資する総合流域治水を期待したい。

一・川が造った日本列島

日本列島の原型はユーラシア大陸の北西沿海部に位置していた弧状列島であり、中新世（二千三百万年前～五百三十万年前）に大陸との間に日本海が形成され、その後、大陸と完全分離し日本列島が誕生した。陸地面積の七五％が山地で、平地に乏しい。大部分はアジアモンスーン気候（温暖湿潤気候）に属し、梅雨や台風、大陸からの季節風による豪雪などの影響により侵食が激しい。日

川が造る地形とは
国土交通省・国土地理院資料より



川の地形を源流から河口までを眺めて見ると下の図のようになります。源流付近に降った雨は低い所に集まり、川となって深い谷を刻みながら上流部を出て、中流部では河岸段丘や谷底平野をつくりながら谷の出口に扇状地をつくり、平坦な下流部に流れ出ます。下流部では土砂の堆積により流れを変化させることで氾濫平野や自然堤防などの地形を形成し、海に到ります。

本書に示す「川の地形」とは、川の水が山を削る侵食作用、削った土砂を運ぶ運搬作用、その土砂がたまる堆積作用でできた土地の形のことをいいます。

「水の安全保障について」
菅義偉（よしひで）官房長官と面談

平成25年11月28日 総理官邸にて



左から
GWJ吉村和就代表 中川郁子衆議院議員 菅義偉官房長官
竹村公太郎日本水フォーラム事務局長

三. 既存ダムの洪水調節機能の強化……縦割り行政の弊害打破

菅官房長官の自民党総裁への出馬表明の場で、国民の目に明らかになった各省庁の縦割り行政の弊害として挙げられた「既存ダムの洪水調節機能」である。現在、全国で稼働しているダムは千四百六十箇所、約百八十億 m^3 の有効貯水容量を有しているが、洪水調節のための貯水能力は、約三割（五十四億 m^3 ）にとどまっている。なぜ、三割しか活用されてなかったのか、八月に利根川水系の須田貝（すがい）ダムを視察した後、菅官房長官は会見で「全国には国土交通省所管の五百七十の洪水

本列島の脊梁山脈を削り平地などを造ってきたのが川である。川と言えば国が定めた一級河川や二級河川、準用河川（市町村が管轄）が知られているが、毛細血管のような普通河川を含め、日本には三万五千本を超える河川が存在し、その川は日夜たゆまなく日本列島を削り地形を造っている。川の働きは①山を削る侵食作用、②削った土砂を運ぶ運搬作用、③その土砂がたまる堆積作用で、我々の前に現れる地形は、谷底平野、河岸段丘、扇状地、氾濫平野、三角州などが、その姿である。

二. 国民資産・財産の七五％は洪水氾濫想定区域に存在

氾濫平野の中でも河川水位より低い地盤の所は「洪水氾濫想定区域」に指定されている。問題は、その「洪水氾濫想定区域」は国土面積の約一割しかないのに、国民の半数が居住し、資産・財産の七五％が氾濫想定区域に集中していることである。一九九五年からの二十一年間で氾濫想定区域内の世帯は三百万増えて三千五百四十万世帯になった。では「国内人口が減少しているのに、なぜ世帯数が増えるのか」その理由は核家族世帯が増えたことである。旧市街地では地価が高く、大規模開発が難しいが、氾濫想定区域は平地で比較的地価が安く、手ごろな値段で住宅を購入することができた。半面、これらの土地は自然災害のリスクは高く、いったん川が氾濫し洪水災害にあうと、その復旧に多額のコストと時間がかかるのである。氾濫地域に存在する公共施設、工場もかりである。洪水対策は国民の安全保障である。

を防ぐための多目的ダムがあるが、経済産業省（発電用ダム）や農林水産省（農業用）の九百のダムはこれまで洪水対策に使われてなかった。昨年の台風十九号をきっかけとして、縦割り行政の弊害を排除して、こうしたダムの水量を洪水対策に活用できるように見直しを行った。すでに、約百の国が管理する一級水系について調整を終えた。（中略）今後は全国で約三百五十の都道府県の管理の二級水系にあるダムについても同様の見直しを進める」と述べている。

筆者は平成二十五年「水の安全保障」について、「水問題解決は国の根幹である」と主張し、「省庁の縦割り弊害の打破を目指した、故中川昭一財務金融大臣の意思」を受け継いだ、中川郁子衆議院議員（当時）に同行し、菅官房長官と総理官邸で面談したが、多忙にも関わらず長官は説明資料に深く目を通し「国として水行政の姿はどうあるべきか！」鋭い質問を受けたことを鮮明に記憶している。

四. 国民の命を守る上下水道インフラも危ない

全国の主要浄水場（三千五百二十一箇所）の三七％に自家発電設備がなく、五百七十八箇所（全体の二二％）の浄水場は浸水想定区域に存在し、その七割は防水扉や電気設備への耐水対策がとられていない。（厚生労働省調べ、平成三十年）

最近の事例では、雨台風と言われた台風十九号（二〇一九年十月）では、福島、茨城など三県六市町の浄水場十箇所が浸水し、最大十六万三千二百四十三戸が断水

被害を受けた。

また内水氾濫を防ぐ役目を果たす下水処理場も危ない。全国の下水処理場（約二千二百箇所）のうち約五割、下水や雨水を送るポンプ場の約七割は浸水想定区域に建設されている。国土交通省の指針では、早急に浸水対策を進めるようにことになっているが、浸水想定区域に立地している施設のうち、耐水化や侵入水を排除する「揚水機能が確保」されている施設は、処理場が四〇％、ポンプ場は四五％にとどまっている。（国土交通省調べ・令和元年）

新政権は一刻も早く、水インフラの強靱化に取り組むべきである。

五. 持続可能な社会実現の為の水行政とは

水に関する法律は約三十以上あり、水道は厚労省、河川と下水道は国交省、工業用水は経産省、し尿とごみ処理、環境規制は環境省、農業用水と農村集落排水事業は農水省と多岐に渡っている。人口減少化における水行政の在り方は、省庁の壁を越える横断的な対策が急務である。その一つとして総合的な流域治水は極めて重要であり、新政権には食糧の安全保障、地方創生（雇用と新産業創出）、環境保全などを含む総合流域治水の推進に期待している。地方創生に資する流域治水の詳細については次号で述べたい。